

浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター指定管理者選定基準

評価項目	配点	得点
1 施設運営管理方針に関する項目(合格点4. 4点以上)		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	
小 計	8	
2 事業提案(計画)に関する項目(合格点24. 8点以上)		
(1) 事業の具体的取組み方	6	
(2) 施設の運営体制・職員の配置	6	
(3) 適正な管理・モニタリング	6	
(4) 安全管理・緊急時への対応	6	
(5) 市民サービスの向上	13	
(6) 環境・地域等への配慮	5	
(7) 平等利用	3	
小 計	45	
3 指定管理者に関する項目(合格点7. 7点以上)		
(1) 団体の物的・財政的能力	4	
(2) 施設の運営実績	5	
(3) 団体の地域貢献	5	
小 計	14	
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	
(2) 各種認定等の有無	1	
小 計	4	
5 指定管理料に関する項目(1)(合格点7. 7点以上)		
収支計画の妥当性	14	
小 計	14	
6 指定管理料に関する項目(2)		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	15	
小 計	15	
現指定期間の実績に基づく加減点		
合 計		100

選定条件

- 1 評価項目1、2、3及び5の各小計において、配点の55%以上(合格点)であること
- 2 前1の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者(候補者)とする。
- 3 4の「(2)各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰(以上、認定等主体浜松市)、健康経営優良法人の認定(認定主体経済産業省)事業者を加算する。共同事業体の場合は共同事業体数で按分する。
- 4 6の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。
- 5 現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「20実績の反映について」のとおりとする。